

## 投資事業評価調書（新規）

|   |  |                                  |   |        |                |                |
|---|--|----------------------------------|---|--------|----------------|----------------|
| 部課室名  | 県土整備部土木局<br>砂防課  | 記入責任者職氏名<br>(担当者氏名)              | 砂防課長 中野光雄<br>(主幹 森下秀吾)  | 内線     | 4459<br>(4467) |                |
| 事業種目  | 事業名  | 事業区間                             | 総事業費  | 内用地補償費 | 着手予定年度         | 完了予定年度         |
| 砂防事業  | 通常砂防事業<br>みつもりたに<br>三ツ森谷川  | 多可郡<br>多可町<br>かみ おくあらた<br>加美区奥荒田 | 2.4億円   | 0.1億円  | 令和2<br>(2020)年 | 令和4<br>(2022)年 |
| 事業目的  |  |                                  | 事業内容  |        |                |                |
| <p>当溪流は、土石流発生危険性が高いことから、土石流危険溪流となっており、保全対象は人家9戸、県道（緊急輸送道路）、町道等がある。</p> <p>そのため、地域の人命・財産を守り、安全・安心な暮らしを支えるために、「第3次山地防災・土砂災害対策計画(H30～R5)」に基づき、砂防事業を実施する。</p> |  |                                  | <p>堰堤工 1基<br/>(高さ 10.0m, 延長 100.0m)<br/>[負担割合]<br/>国・県：各50%</p> |        |                |                |
| 評価視点  | 評価結果の説明  |                                  |   |        |                |                |
| (1) 必要性   | <p>① 土石流の発生の恐れのある溪流において地形、勾配等により家屋被害を発生させる土石等が到達する範囲として、土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>② 区域内には人家9戸や県道（緊急輸送道路）、町道等が存在している。</p> <p>③ 溪流内は転石や倒木等が多く、流域の荒廃が著しい。</p> <p>④ 今後の降雨で土石流の発生により、直下に存在する人家等に甚大な被害の恐れがある。</p> |                                  |   |        |                |                |
| (2) 有効性・効率性<br>(執行環境状況)   | <p>① 堰堤整備により、土石流・流木を捕捉し地域の安全・安心な暮らしの確保に大きな効果がある。</p> <p>② 堰堤整備により、警戒避難体制の整備と合わせ、ハード・ソフト両面からの防災機能の向上が図れる。</p> <p>③ 用地や工事に対する地元の理解が得られており、地元からの要望もある。</p>  |                                  |   |        |                |                |
| (3) 環境適合性   | <p>① 地山の改変を最小限にとどめ、掘削法面については緑化を図るなど環境保全に努める。</p> <p>② 透過型堰堤を整備することにより、溪流の連続性を確保し、生物の生活環境に配慮する。</p>   |                                  |   |        |                |                |
| (4) 優先性   | <p>① 近年、局地的豪雨が増加していることに加え、昨年の7月豪雨により溪岸の浸食が進み、流域の荒廃が進行している。</p> <p>② 保全対象の県道加美穴栗線には緊急輸送道路の位置づけがあり、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70～80%であることから災害時における物資供給等の緊急車両の通行を確保するために、早期整備が必要である。</p>                            |                                  |   |        |                |                |
| 【事後評価】<br>対象・対象外  | ただし事業完了後、5年以内に災害等の発生により必要と判断したとき。  |                                  |   |        |                |                |



## 事業の必要性・優先性

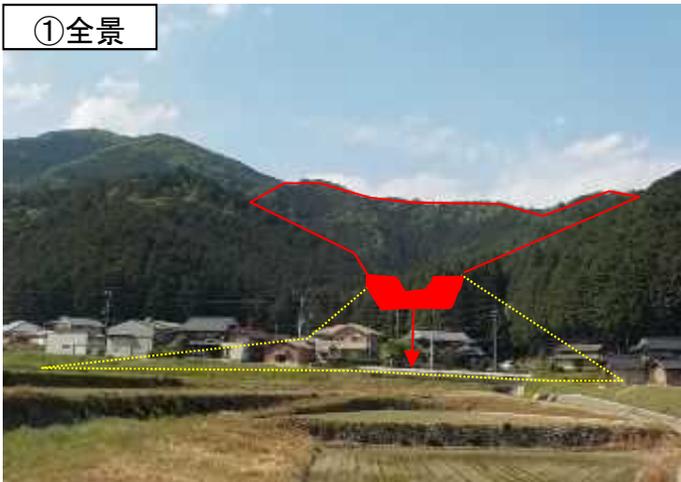
- ①土石流が発生した場合に、家屋被害を発生させる土石等が到達する範囲として、土砂災害警戒区域(Y区域)に指定されている。
- ②Y区域内には人家9戸や県道(緊急輸送道路)、町道が存在している。
- ③転石や倒木が多く、流域の荒廃が著しい。
- ④今後の降雨で土石流の発生により、直下に存在する人家等に甚大な被害の恐れがある。

保全  
対象

- ・人家9戸
- ・県道加美穴栗線  
(緊急輸送道路)(222m)
- ・町道

## 現況写真

①全景



②保全対象人家(谷出口より)



③保全対象人家



④県道加美穴栗線



⑤溪流荒廃状況



⑥溪流荒廃状況



## 事業の有効性・効率性

### (1) 費用対効果に含まれない効果

| 評価の視点         | 効果項目                  | 該当する事業内容等                          |
|---------------|-----------------------|------------------------------------|
| 社会経済活動等の安定    | 人家被害等の軽減              | ○ 保全対象人家9戸への被害を解消                  |
|               | 道路、鉄道等の交通途絶による波及被害の軽減 | ○ 緊急輸送道路である県道加美穴栗線の交通途絶を解消         |
|               | ライフラインの停止による波及被害の軽減   | ○ 電力、ガス、水道等の供給停止に伴う周辺地域を含めた波及被害を解消 |
|               | 災害廃棄物の発生の軽減           | ○ 災害廃棄物の処理を軽減                      |
| 土砂災害に対する不安の軽減 | 安心感向上                 | ○ 土砂災害に対する地域住民の不安感を抑制              |

### (2) 地域からの要望状況等

|       |   |
|-------|---|
| 要望状況等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地や工事に対する地元の理解が得られている。</li> <li>・地元からの整備要望がある。</li> </ul> |
|-------|---|